

学校いじめ防止基本方針

西陵中いじめゼロスローガン 2021

「 I' II notice (気づいてあげる) 」

2021.7.10 全校道徳から生徒会執行部作成テーマ

西陵中学校 いじめ撲滅行動宣言

- 一、いじめの空気が起こらないようにしよう
- 一、誰にでも平等に接しよう
- 一、自分の意志をしっかり持ち、相手に伝わるよう注意しよう
- 一、相談できる人や環境を大切に、感謝と尊重の気持ちを持とう
- 一、善悪の区別をつけ、お互いに個性を認め合う西陵中学校にしよう

令和2年8月24日 西陵中学校生徒会執行部

令和 3 年 7 月改訂
登別市立西陵中学校

内 容

I いじめとは

- 1 定 義
- 2 内 容
- 3 要 因
- 4 解 消

II 本校の基本方針

- 1 基本理念
- 2 いじめの禁止
- 3 関係者の責務
- 4 基本方針

III 具体的な取組

- 1 未然防止の取組
- 2 早期発見、解決のための取組、相談体制等の整備
- 3 認知のフローと認知の公開
- 4 解消へのフローと対応
- 5 重大事態への対応

IV 資 料

- 北海道いじめの防止等に関する条例より抜粋
- チェックリストの活用
- 学校生活についてのアンケート
- 北海道教育委員会いじめ等調査票 1-1（中学生用）
- 西陵中学校いじめ防止基本方針（簡略版）
- 保護者向けいじめ防止対策推進法に基づく本校の取組

I いじめとは

1 いじめの定義

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。

2 いじめの内容

- (1) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- (4) ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。
- (5) 金品をたかられる。
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (8) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

3 いじめの要因

- (1) いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- (2) いじめは、単に生徒の問題ではなく、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなど、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- (3) いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやし立てるなど「観衆」の存在、周囲で暗黙の了解を得ている「傍観者」の存在や所属集団の閉鎖性の問題等により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- (4) いじめを行う背景には、「いらいらやストレス」「競争的な価値観」などが存在しているため、一人一人を大切にしたりわかりやすい授業づくりや生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- (5) いじめは生徒の人権に関わる重大な問題である事から、生徒の発達の段階に応じた男女平等、子ども、高齢者などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ互いの違いを認め合い支え合うことができず、いじめが起こり得る。

4 いじめの解消

いじめが解消している状態とは少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- (1) いじめに係る行為が止んでいる
- (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていない

さらに、解消している状態も一つの段階にすぎないことを認識し、注意深く観察することが肝要であることから、その目安を解消と認定した日から数え90日以上とする。

II 本校の基本方針

1 基本理念

いじめが行われることなく、すべての生徒が安心して楽しく充実した学校生活を送ることができるよう学校全体で、いじめの未然防止、早期発見、さらにいじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に保護者や関係機関と密接な連携を図り対処するとともに事故の再発防止に努める。

(「いじめ防止対策推進法」第三条より)

2 いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはならない。

(「いじめ防止対策推進法」第四条より)

3 関係者の責務

V 資料1に掲載

4 基本方針

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くとともに、全ての生徒の安全・安心を守る上で、未然防止や早期発見、認知、解消、再発防止といった基本的施策を講じる。

(「いじめ防止対策推進法」第二十二條、二十三條より)

Ⅲ 具体的な取組

1 未然防止のための取組

いじめ防止において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、すべての教職員が「いじめは、どの子どもにもどの学校にも起こりえる」という認識に立ち、望ましい人間関係を築きながら豊かな心を育む「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。

生徒の実態、保護者の意識、地域の特性等を把握した上で、年間を見通した予防的・開発的な取組を実施していく。

(1) 教職員の心構え

＜生徒の良きモデルとしての教職員＞

教職員の姿勢は、生徒にとって重要な教育環境のひとつである。教職員が生徒に対して愛情をもち、配慮を要する生徒を中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、生徒の自己肯定感や自己有用感を育むことにつながり、いじめの発生を抑え、未然防止の大きな力となると考える。

生徒は、教職員の一挙手一投足に目を向けており、教職員の何気ない言動が生徒を傷つけ、結果としていじめを助長してしまっては意味がない。このことから教職員は、生徒の良きモデルとなり、信頼される存在となることに努める。

＜教職員の協働体制の構築＞

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員間の共通理解が不可欠であり、相互に学級経営や生徒指導等について、尋ねたり相談したりすることができる職場の雰囲気大切である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ協働で対応する体制を構築するとともに、子どもと向き合う時間を確保し、子どもを中心に据えた教育活動の展開に努める。

(2) 生徒や学級の実態を把握する

生徒や学級の実態を把握するためには、教職員の気付きが大切である。時には生徒と同じ目線で物事を考え、ともに笑ったり、感動を共有したりすることが必要である。教職員には、生徒の些細な言動から個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められる。

生徒個々の状況や学級・学年・学校の実態を把握した上で、いじめ防止への具体的な指導計画を立てることが必要であり、生徒の表情や態度等から捉える日常の実態把握のほか、本校独自の生徒アンケート（毎月）や道教委の『悩みやいじめに関するアンケート調査（年2回実施）』を活用して実態把握に努める。

配慮を必要とする生徒の進級や進学・転学に関しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを実施する。

(3) 自分も相手も大切に「豊かな心」を育てる

自分たちで望ましい人間関係や生活を築く集団活動を通して、生徒が自分自身を価値ある存在と認め、同じように相手も大切な存在であると気付く土壌づくりをあらゆる教育活動で行う。

＜自分の思いを素直に話し、相手の話をしっかり聞く＞

自分の思いを素直に話すのは、大人でも簡単ではない。相手に遠慮して、自分の思いを言えなかったり、押し殺したり、また反対に、自分の思いを強く主張しすぎて、押し通してしまうこともある。いじめの問題の根底には、他者との違いを認めたくないという思いが必ずあるため、学校や家庭、あらゆる生活の中で「自分の思いを素直に話し、相手の話をしっかり聞く」という行動が、いじめを未然に防ぐ温かい人間関係を結ぶ土台となるよう教育活動を通して培う。

(4) いじめ未然防止プログラム

活動のマトリクス				
	ア 道徳、総合的な学習の時間、特別活動等の教科・領域の関連を図ったプログラム	イ 子ども会議等の児童会・生徒会活動との関連を図ったプログラム	ウ 社会教育（家庭や地域）と連携した体験活動との関連を図ったプログラム	エ（その他）道徳教育・人権教育・情操教育等との関連を図ったプログラム
① 居場所づくり 教師が主体	【A - ①多様な価値観に触れさせるための全教員による道徳授業】 「みんな違ってそれでよい」の考え方や風土を醸成するため、道徳授業を核として多様な価値観にふれさせる 【A - ②キャリアパスポートの実用的活用】	【D - ①生徒会総務・専門委員会・学級組織の計画的な活動】	【G - ①ほっとを活用した校内研修及び生徒理解】	【J - ①部活動集会】 部活動のねらいと望ましい人間関係について 【J - ②いじめに関する全校道徳】 【J - ③いじめ撲滅集会】
② 絆づくり 生徒が主体	【B - ①生徒会オリエンテーション】 【B - ②学校祭や体育祭の取組を通じた望ましい集団形成や絆づくり】 【B - ③予餞会】	【E - ①ありがとうのメッセージ～放送委員会】 【E - ②西陵検定の実施】	【H - ①職業体験】 【H - ②保育実習】 【H - ③ふれあいデー】	【K - ①校区清掃】 【K - ②性教育講話】 【K - ③認知症サポーター養成講座】
③ 環境づくり いずれかが主体	【C - ①集団活動や旅行的行事の取組や活動を通じた望ましい集団形成】	【F - ①生徒会各専門委員会の計画的な活動】	【I - ①PTAや学校運営協議会との連携】 【I - ②合格祈願餅つき】	【L - ①登別市ケータイ・スマフォアンケート結果から】 【L - ②SNSスマフォ教室】

2 早期発見、解決のための取組、相談体制等の整備

(1) いじめの早期発見・早期解決に向けた取組

- ①悩みアンケートの実施（毎月末）
- ②北海道教育委員会主催のいじめ調査の実施（年2回）
- ③学校生活に関するアンケート（年2回）、
- ④保護者や地域からの情報提供への迅速な対応など

(2) 相談体制の整備

- ①学級（副）担任、教科担任への相談（何時でも）
- ②養護教諭への相談（何時でも）
- ③校長、教頭、事務職員、スクールサポートスタッフ等（何時でも）
- ④教育相談週間の設定（年2回）
- ⑤心の教室相談員（週2回）、スクール・カウンセラーとの相談（希望制）

(3) 早期発見、解決のための校内中核組織機関

- ①運営委員会（校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任）
 - ・学校いじめ防止基本方針の策定、周知
 - ・いじめ根絶に向けた取組の統括
 - ・学校評価によるいじめ防止の評価
 - ・保護者、地域、関係機関との連携
 - ・認知日、及び解消日の決定
- ②いじめ・不登校委員会
 - ・未然防止対策等の年間活動計画の作成
 - ・調査の実施及び分析
 - ・教育相談の推進
 - ・いじめ事案の対応に関すること
 - ・いじめに関わる生徒理解に関すること
 - ・委員会の開催、資料の作成
- ③職員会議・校内研修
 - ・嫌な思いをしている生徒、認知した生徒の対応策の確認、情報共有
 - ・いじめ防止対策推進法、いじめの予防、防止、措置などに関わる研修の実施

(4) 日常的な早期発見、解決のための組織機関

- ①教科部会・学年部会
 - ・日常的に生徒間の望ましい人間関係づくりの醸成
 - ・スタンダードでよくわかる授業の構築
 - ・教育活動全体の中での、個別最適な学びと協働的な学びの実践
 - ・教職員の連携、協働を重視したチーム学校づくり
- ②教務部（教務・学習・研修・学力向上・道徳・図書・視聴覚）
 - ・道徳教育における人間関係の充実を図ることの重点化
 - ・道徳教育推進教師を中心としたいじめに特化した全校道徳や、特別活動に

における生徒の自主的・実践的な活動実践から、いじめを絶対に許さないと
いった風土の醸成

- ・総合的な学習の時間における人間力や社会的資質の向上をねらいとした集団的な学習や体験的な学びの実践

③指導部（校内指導・安全環境・生徒会・保健給食・部活動・地域連携）

- ・定期的な調査の運営、及び教育相談活動の計画と実施
- ・インターネットいじめ防止策としての生徒や保護者への実態調査
- ・インターネットいじめの効果的な防止を目指した外部講師の招聘による啓発活動

④事務部（総務・管理営繕）

- ・早期発見に努め、迅速、且つ適切な情報提供

⑤登別市会計年度任用職員等（学習支援員、スクールサポートスタッフ、部活動指導員）

- ・早期発見に努め、迅速、且つ適切な情報提供

⑥心の教室相談員、スクール・カウンセラー、スクール・ソーシャル・ワーカー

- ・学校と連携を図り、不登校や人間関係のトラブル、発達障害、精神的な不調などに悩む生徒に対しての心のサポート

（6）学校と連携する外部の組織、機関

①いじめ地域対策委員会（PTA、学校運営協議会、児童民生委員各代表）

- ・コミュニティ・スクールの活動の一環による登下校時の挨拶運動や防犯パトロール
- ・早期発見に努め、迅速、且つ適切な情報提供
- ・重大事態第三者委員会の進捗状況の報告、経過説明

②第三者調査委員会

- ・地域いじめ対策委員会は、次の要件を満たすと判断した場合は、学校に設置、又は市に設置を要望する。

□生徒の生命、心身及び財産に重大な被害が生じた、又は疑いがある。

□相当期間、余儀なく欠席している事実がある、又は想定される。

③児童相談所、警察、病院

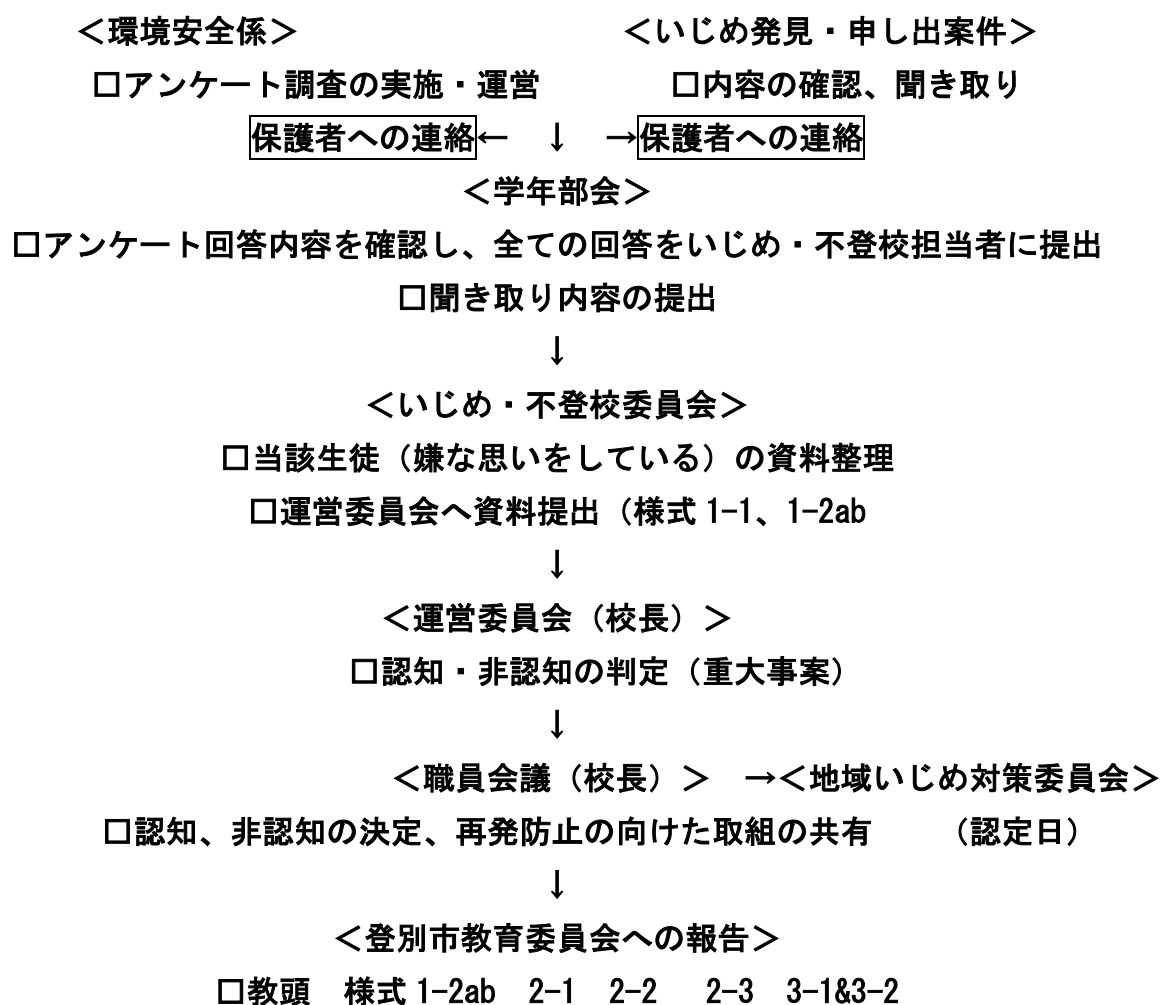
- ・生徒が心身に大きなダメージを受けたり、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等には、児童相談所や病院、所轄警察署と連携し厳正に対処する。

3 認知のフローと認知の公開

(1) 認知に対する考え方

- ①定期的なアンケート調査を実施するとともに、日常の教員による指導や生徒の活動から把握する。
- ②アンケート調査や個別面談等におけるいじめを受けた旨の申出は、重く受け止め、いじめの定義に従い、いじめ・不登校委員会が適切に認知の判定をする。
- ③初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案は必ず認知する。
- ④対人関係のトラブルと捉えていた事例の中に、いじめと認知すべきものがあった可能性を踏まえ慎重に確認する。
- ⑤認知件数は、被害者及び加害者に配慮した上で公表する。

(2) 認知のフロー

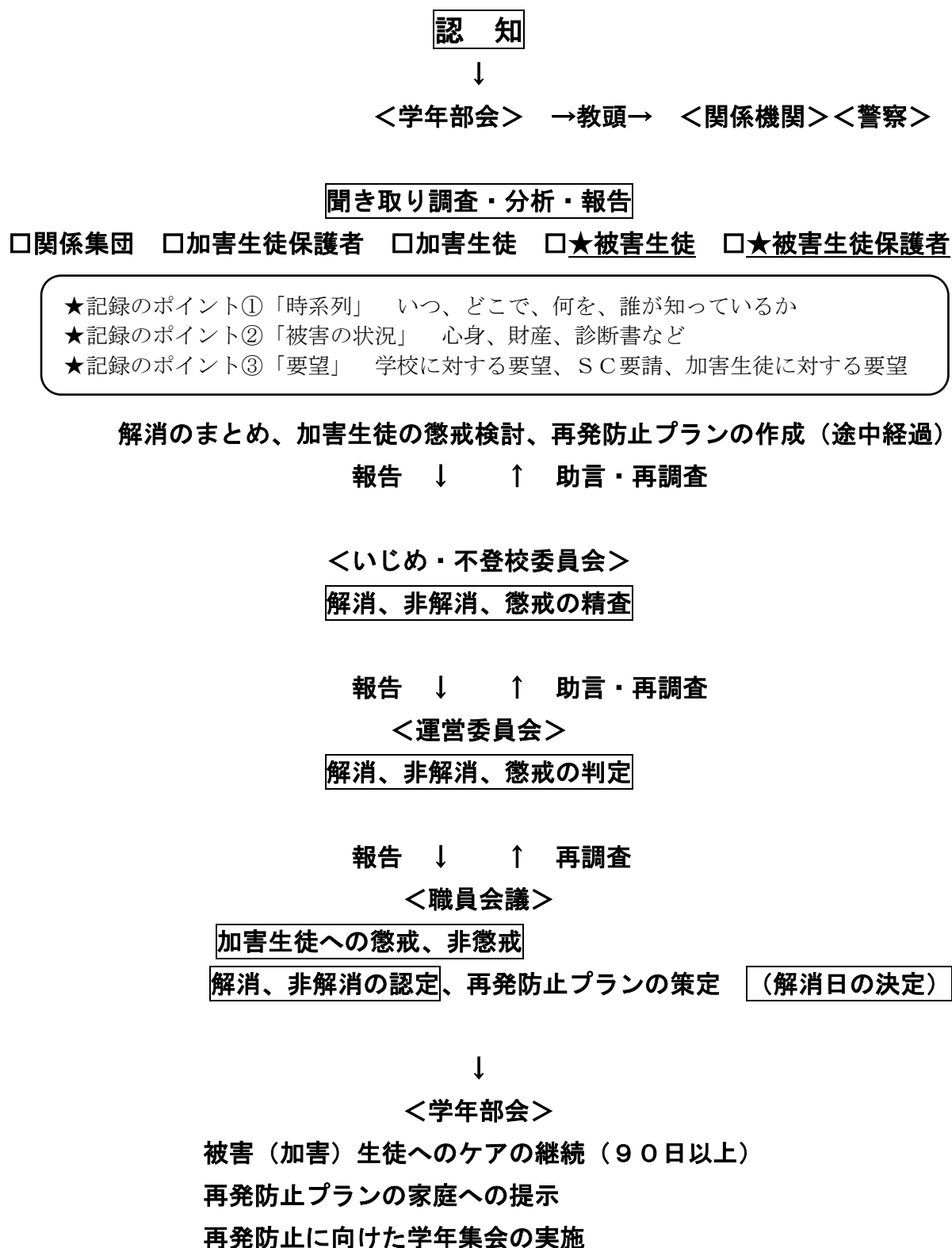


(3) 認知の公開

- ①被害生徒及び加害生徒に配慮した上で、学校運営協議会、PTA役員会等において説明する。
- ②①と同様に配慮した上で、学校だよりに掲載とする。

4 解消へのフローと対応

(1) 解消へのフロー



(2) いじめられている生徒（被）への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援する。

<教員の基本姿勢>

- ① 安全・安心を確保する。
- ② 心のケアをする。
- ③ 今後の対策について、共に考える。
- ④ 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ⑤ 温かい人間関係をつくる。

(3) いじめている生徒（加）への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

<教員の基本姿勢>

- ① いじめの事実を確認する。
- ② いじめの背景や要因の理解に努める。
- ③ いじめられている児童生徒の苦痛に気付けるようにする。
- ④ 今後の生き方を考えられるようにする。
- ⑤ 生徒が同じ過ちを繰り返さないよう継続的に見守り支援する。

(4) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり（観衆）、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団（傍観者）に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

<教員の基本姿勢>

- ① 一人一人にわかりやすい授業づくりを進める。
- ② 自分の問題として捉えられるようにする。
- ③ 望ましい人間関係づくりに努める。
- ④ 自己有用感・自己肯定感が味わえる集団づくりに努める。

(5) いじめられている保護者（被）等への対応

いじめられている生徒の保護者・関係施設に対して相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

<教員の基本姿勢>

- ① じっくりと話を聞く。
- ② 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ③ 親子のコミュニケーション（保護者）、家庭的な雰囲気づくり（関係施設）を大切にするなどの協力を求める。

(6) いじめている生徒の保護者（加）等への対応

いじめている生徒の保護者に対して事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

<教員の基本姿勢>

- ① いじめは誰にでも起こる可能性があることを伝える。
- ② 生徒や保護者等の心情に配慮する。
- ③ 行動が変わるよう教職員として努力していくことを伝える。
- ④ 保護者等の協力が必要であることを伝える。
- ⑤ 何か気付いたことがあれば報告してもらうよう協力を求める。

(7) 保護者同士が対立する場合等

必要に応じて、教職員が間に入って関係調整が必要な場合がある。

<教員の基本姿勢>

- ① 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感の思いを丁寧に聞き取り、寄り添う態度で臨む。
- ② 対応者を十分に検討して対応に当たる。
- ③ 北海道いじめ問題審議会や関係機関と連携し、解決を目指す。

(8) 関係機関との連携

いじめは学校だけの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

① 福祉関係との連携

- ・ 家庭の養育に関する指導・助言
- ・ 家庭での生徒の生活・環境の状況把握

② 医療機関との連携（学校医等）

- ・ 精神保健に関する相談
- ・ 精神症状についての治療・指導・助言

③ 警察との連携

- ・ 心身や財産に重大な被害がある場合
- ・ 犯罪等の違法行為がある場合

④ 教育局との連携

- ・ 関係児童生徒への支援、指導、保護者等への対応方法の助言
- ・ 関係機関との調整
- ・ スクール・カウンセラー等の派遣要請

(9) ネットいじめへの対応

【ネットいじめとは】

文字や画像を使い、特定の児童生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

① ネットいじめの予防

<保護者への啓発>

- ・フィルタリングへの協力
- ・保護者による情報端末使用時の見守り
- ・情報モラルについての啓発資料の配付や研修の実施

<情報教育の充実>

- ・「情報」に係る学習時における情報モラル教育の充実
- ・「総合的な学習の時間や特別活動」による情報モラル教育の充実
- ・学級活動等における情報モラル教育の充実

<教職員の研修>

- ・ネット社会についての講話（防犯）の実施

② ネットいじめへの対処

<ネットいじめの把握>

- ・保護者からの訴え
- ・閲覧者からの情報
- ・ネットパトロール

<不当な書き込みへの対処>

- ・状況の記録
- ・管理職への報告
- ・警察への相談
- ・削除依頼

5 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

① 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- ・生徒が自殺を企図した
- ・精神性の疾患を発症した
- ・身体に重大な障害を負った
- ・高額の商品を奪い取られた

② 生徒が相当の期間学校を欠席せざるを得ない場合

- ・年間の欠席が30日程度以上
- ・一定期間、連続した欠席がある

(2) 重大事態の時の報告、調査協力

学校、及び教育委員会が重大事態と判断した場合、北海道教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（北海道いじめ問題審議会）に報告する。

(3) 警察への通報

生徒の生命、心身又は財産に重大な被害があり、明らかに犯罪と判断されるものがあれば、直ちに警察へ通報する。

<参考>

いじめの内容	関係する刑法の罪名
脅し文句	刑法222条 脅迫
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	刑法223条 強要 刑法176条 強制わいせつ
冷やかしゃからかい、インターネットや携帯電話等で誹謗中傷される。	刑法230条 名誉棄損 刑法231条 侮辱
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	刑法235条 窃盗 刑法261条 器物破損等
金品を脅し取られる。	刑法236条 強盗 刑法249条 恐喝
ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	刑法204条 傷害 刑法208条 暴行

IV 資 料

○北海道いじめの防止等に関する条例（平成 26 年北海道条例第 8 号）より抜粋

（学校及び学校の教職員の責務）

【第 6 条】

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、当該児童生徒を徹底して守り通し、いじめの早期解消のため適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、教職員の言動が児童生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、児童生徒一人一人についての理解を深めるとともに、児童生徒との間の信頼関係の構築に努めなければならない。

（保護者の責務等）

【第 7 条】

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであることから、基本理念にのっとり、その言動がその保護する児童生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、当該児童生徒がいじめを行うことのないようにするため、規範意識、生命を大切に、他人を思いやる心などの基本的な倫理観を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、基本理念にのっとり、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童生徒をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、基本理念にのっとり、国、道、市町村、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第 1 項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前 3 項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

（地域の役割）

【第 8 条】

道民及び事業者は、基本理念にのっとり、それぞれの地域において児童生徒と触れ合う機会を大切に、当該地域全体で児童生徒を見守るとともに、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者と連携協力して、児童生徒が健やかに成長できる環境づくりに努めるものとする。

■ チェックリストの活用 ■

いじめられている生徒のサイン	生徒名							
サイン								
遅刻・欠席が増える								
遅刻・欠席の理由を明確に言わない								
教師と視線が合わず、うつむいている								
体調不良を訴える								
保健室・トイレに行くようになる								
決められた座席と異なる席に着いている								
給食にいたずらをされている								
給食を所定の場所で食べない								
ふざけている表情がさえない								
友達とのかかわりを避ける								
慌てて下校する								
持ち物がなくなる								
持ち物にいたずらをされている								
嫌なあだ名が聞こえる								
何か起こると特定の生徒の名前が出る								
筆記用具等の貸し借りが多い								
いじめている生徒のサイン	生徒名							
サイン								
教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話している。								
ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている								
教職員が近づくと、不自然に分散する								
自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる								
家庭等でのサイン	生徒名							
サイン								
学校や友達のことを話さなくなる								
友人やクラスの不平や不満を口にすることが多くなる								
朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする								
特定の友人からの誘いをよく断る								
受信したメールをこそこそ見る								
電話におびえる								
遊ぶ友達が急に変わる								
部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする								
理由のはっきりしない衣服の汚れがある								
理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある								
登校時間になると体調不良を訴える								
食欲不振・不眠を訴える								
持ち物がなくなったり、壊されたりする								
持ち物に落書きがある								
お金をほしがる								

学校生活についてのアンケート

年 組 番氏名

今月中の学校生活を思い浮かべて以下の質問に答えてください。

1. 生活している中で、困ったり悩んだりしていることはありますか。
①ある (2に進む) ②ない (3に進む) どちらかに○をつけて下さい
2. どのような悩みですか。当てはまるもの全て選んでください。
㉠ 学習や成績 ㉡ 進路 ㉢ 人間関係 ㉣ 部活動 ㉤ ラインなどのネットトラブル
㉦ その他 ()
- 3 「いやな思い」をしたことがありますか。「いやな思い」とは、悪口、無視、暴力、金品の強要などです。
①したことがある ②したことはない どちらかに○をつけて下さい
4. ①と答えた人のみ答えてください。それはどんなものですか。
()
5. 周りに「いやな思い」をしている人を見たことがありますか。
①ある ②ない どちらかに○をつけて下さい

毎月末に実施

1 あなたは、今年の4月から今日まで、2のア～クのようなことをされて、嫌な思いをしたことがありますか。

ア ある

イ ない

2 1で「ア ある」と答えた人に聞きます。
どんなことをされましたか。ア～クの中から全部選び、○を付けてください。また、クを選んだ人は()にどんなことをされたか、具体的に書いてください。

ア 冷やかしかからかい、悪口をいわれる

イ 仲間はずれや無視をされる

ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたりする

エ ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする

オ お金や持ち物をかくされたり、いたずらされたりする

カ 恥ずかしいことや危険なことをされたり、させられたりする

キ メールや無料通話アプリ(SNS等)で悪口を書かれたり、仲間はずれにされたりする

ク その他()

3 1で「ア ある」と答えた人に聞きます。
あなたは、2のことで、今も嫌な思いをしていますか。

ア している

イ していない

4 あなたは、嫌な思いをした時、誰に相談しますか。ア～ケの中から全部選び、○を付けてください。また、ケを選んだ人は()に相談する人を具体的に書いてください。

ア 学校の先生

イ スクールカウンセラー

ウ 友人

エ 父や母

オ 兄弟姉妹

カ 電話相談

キ メールやSNSの相談窓口

ク だれにも相談しない

ケ その他()

5 あなたは、今年の4月から今日まで、友人が嫌な思いをしているのを見たり、聞いたりしたことがありますか。

ア ある

イ ない

6 学校から「子ども相談支援センター電話相談紹介カード」が配られていますが、そのカードを知っていますか。

ア 知っている

イ 知らない

自由記載欄 他に何か相談したいことがあれば、自由に書いてください。

令和3年度 登別市立西陵中学校 いじめ防止基本方針(簡略版)

いじめは、いじめを受けた側、行った側ばかりでなく、周囲の子どもも含め、全ての子どもの心身の健康や人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、絶対に許されることではありません。そこで、本校では「いじめ防止対策推進法」「北海道いじめの防止等に関する条例」「登別市いじめ防止基本方針」を受けて、毎年、4月に見直しを行い、作成した「西陵中学校いじめ防止基本方針」をもとに、よりわかりやすい簡略版を作成し、配布しています。何があってもいじめを行うことはいけないという考えに立ち、いじめをさせず、また、小さいいじめをいち早く見つけ、素早く解決していきます。

学校は、いじめがないかしっかり調べます。

- いじめが起きないように、また、これからいじめになりそうな問題を解決するために、年に2回のアンケートを行います。
- 担任を中心に生徒一人ひとりから直接、話を聞く教育相談を随時行っています。
- 心の教室相談員の先生が週に2～3回来校し、話を聞いてくれます。
- 悩みや相談したいことがあれば、随時、話を聞くようにします。

学校は、いじめをしない、させない取組をします。

- すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事にすすんで参加・活躍できる学校づくりを進めていきます。
- 全学年統一した【学習三原則 TMR】を守り、学習に集中できる環境を生徒と共につくっていきます。

Time (チャイムが鳴る前に着席する)

Manner (正しい姿勢・文で答える)

Reaction (「はい」と返事「うなずき」「拍手」)

- 学力向上のための取組を充実させ、学習指導を改善していきます。「わかりやすい授業」「生徒は授業に何を望んでいるか」を分析し、授業に生かしていきます。
- 「小一校と中一校」という校区の特性を生かし、小中連携を深めることで「中1ギャップ」を解消し、互いに認め合い、支え合い、高め合える学級・学年づくり、自己有用感が得られるような集団づくりを目指します。
- 道徳教育に力を入れ、日常的にいじめの問題について触れていきます。「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気为学校全体でつくっていきます。

学校でいじめが起こったら…

- まず、どんないじめがあったのかを徹底して調べます。
- いじめを受けている子どもを必ず守ります。
- いじめを行った子どもには、いじめをやめさせる指導を行います。また、いじめを行った原因を見つけ、その原因を取り除き、二度といじめを行わないように支えたり、助けたりします。
- いじめを行った生徒を別室で学習させる等、いじめを受けた生徒が安心して授業を受けられるようにします。必要な場合は、いじめを受けた生徒がいじめを原因として教室に入れな場合は、学習機会を確保するために別室登校や別室授業等を行うこともあります。
- 悪質な場合は、関係機関と協力して問題を解決する場合があります。

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

登別市立西陵中学校 令和2年（2020年）年10月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨や法を踏まえた学校の取組を保護者に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について いじめの定義は法第2条に次のとおり定められています。

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている



それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。そして、その画像は友達の間でSNSを通じて拡散された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像のことを考えると、とても苦痛だ。



仲の良い友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、いじめとして認知し、解消に向けた対応が必要です。

いじめの対応について

- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断します。
- ・いじめが「解消している」状態とは、次の要件が満たされている必要があります。
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3カ月を目安）。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

なお、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します（いじめの解消の判断は、学校いじめ対策組織を活用し、スクールカウンセラーなどを含めて判断します）。
- ・被害と加害の関係が比較的短期間で入れ替わることがあることを踏まえて、対応する必要があります。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校では、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、「学校いじめ対策組織」を設置しています。

西陵中学校 いじめ防止基本方針 の概要

- ①いじめ防止のための調査と分析
- ②校内におけるいじめの未然防止
- ③保護者・地域・関係機関との連携による未然防止
- ④いじめの早期発見
- ⑤インターネットいじめの防止策
- ⑥いじめ防止に対する教職員研修の充実

西陵中学校 いじめ防止のための 対策組織とその役割

- ①「いじめ対策委員会」
「構成員」校長 教頭 生徒指導部長 いじめ不登校係 養護教諭 等
「役 割」・校内におけるいじめの防止を効果的に進める
- ②「地域いじめ対策委員会」
「構成員」学校運営協議会代表、PTA会長、民生委員児童委員代表、校長他
「役 割」・いじめ防止を多角的な視点をもって効果的に進める

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめ等に関する相談がある場合には、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として「いじめ対策委員会」を設置しています。気軽に相談願います。

西陵中学校のいじめ対策組織担当は、生徒指導部長／教諭 生沼英哉です。

連絡先0143-85-5041（学校代表電話）

Q1 いじめかどうか迷った場合に、保護者はどのようにしたらよいですか？

A1 いじめの定義を踏まえて、「疑わしい」と思った段階で、学校の相談窓口で遠慮なく相談してください。学校では、相談のあった保護者や児童生徒からお話をうかがい、対応します。

Q2 「いじめの解消」はどのように判断するのでしょうか。心身の苦痛がなくなるケースもあるのではないのでしょうか？

A2 「いじめ対策委員会」等の判断により、いじめを受けていた児童生徒が「心身の苦痛を感じていない」ことの判断については、本人及び保護者と面談等で確認し、スクールカウンセラー等の専門家も交えて判断します。

北海道教育委員会でも相談窓口を設置しています

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電 話） （メール）	0120-3882-56 doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp	毎日 24 時間
北海道立特別支援教育センター（電 話） （メール）	011-612-5030 tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp	祝日・年末年始を除く平日 9～12時 12～17時
胆振教育局教育相談電話（電 話）	0143-22-6594	



子ども相談支援センターイメージキャラクター

道教委のホームページで、道のいじめに関する条例や基本方針の内容、いじめの調査結果などを確認できます。

学校教育局生徒指導・学校安全課

<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/index.htm>

主な相談窓口（北海道）

名称	所管等	電話番号	受付	概要
子ども相談支援センター (24時間子供SOSダイヤル) (メール相談)	北海道教育委員会 (文部科学省)	0120-3882-56 (0120-0-78310)	毎日24時間対応	いじめ、不登校、友人関係、親子関係、LGBT、性被害、家庭の事情で自分の時間がとれないなど、様々な悩みを相談できます。
		doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp		
児童相談所虐待対応ダイヤル「189」	北海道保健福祉部 (厚生労働省)	189 (いちはやく)	毎日24時間対応	虐待の疑いがあるなど、虐待に関する悩みを児童相談所に通告・相談できます。
少年サポートセンター 「少年相談110番」	北海道警察	0120-677-110	平日8:45～17:30	いじめ・犯罪等の被害に悩む子どもやその家族が警察に相談できます。
子どもの人権110番	法務省	0120-007-110	平日8:30～17:15	いじめ・体罰等について、法務局職員・人権擁護委員に相談できます。
チャイルドラインほっかい どう	認定NPO法人 チャイルドライン支 援センター	0120-99-7777	毎日16:00～21:00 (12/29～1/3除く)	18歳までの子どもが電話・チャットで悩みを相談できます。
性暴力被害者支援センター 北海道 (SACRACH さくらこ)	北海道、札幌市	050-3786-0799 または #8891	平日10:00～20:00 (土日祝、12/29～1/3 除く)	子どもや大人が性暴力の被害について相談できます。
こころの電話相談	北海道立精神保健福祉センター	sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp		
		0570-064-556	平日9:00～21:00 土日祝10:00～16:00	様々な悩みを相談できます。
北海道いのちの電話	社会福祉法人 北海道いのちの電話	011-231-4343	毎日24時間対応	様々な悩みを相談できます。